

平成**23**年度第**1**回大阪府都市計画審議会  
常務委員会  
【都市計画公園・緑地（府営公園）見直し検討委員会】

日時 平成**23**年**8**月**16**日（火）  
午前**10**時～**12**時  
場所 大阪府庁新別館北館**4**階  
多目的ホール

議事要旨

【事務局】

（開会、配布資料確認）

配布資料：次第、常務委員会委員名簿、配席図、資料1・2、参考資料1～4、  
パンフレット4種

【事務局】

（あいさつ）

本常務委員会は、先般**8**月**1**日に開催した都市計画審議会において、都市計画公園・緑地の見直しについて報告した中、まず、府域の骨格をなす大規模公園である府営公園の見直し方針の策定を行うこととし、その検討のため、審議会の了承のもと設置したものである。

都市計画公園・緑地の見直しに着手するに至る背景としては、人口減少、財政悪化など社会情勢の変化の中で、長期の権利制限や防災リスクへの対応が迫られているという課題が今表面化してきているところ。

本常務委員会では、これらの課題を解決して、より現実性のある「みどり豊かな大阪」につなげていくことについて、委員皆様方の考えをお示しいただき、議論を深めていただくことで、よりよい見直し方針づくりにつなげていきたい。

また、来年**2**月の都市計画審議会には、見直し方針(案)の報告させていただきたい。

【岡田会長】

**8**月**1**日の大阪府都市計画審議会において、都市計画公園・緑地の見直しについて報告があり、それを受けて、府営公園の見直し方針を策定するにあたり、多角的、総合的に評価するため、審議会に調査検討部会を設ける旨了承を得た。来年**2**月に都市計画審議会を予定しており、そこで見直し方針（案）を報告したい。

調査検討体制としては、審議会委員の中で学識経験者の方々を中心に、都市計画をはじ

め住生活環境や社会福祉、社会経済的価値、権利制限などの観点から検討いただくという方針で本日出席の委員の皆様を選任させていただいた。今後、本会を「都市計画公園・緑地（府営公園）見直し検討委員会」として運営していきたい。なお、本会の委員長は、増田教授にお願いしたい。

#### 【増田委員長】

専門が都市計画の中でも、緑地計画が専門だということで、委員長を拝命したものと自覚しています。社会経済情勢の変化というような状況と同時に、一方で環境のステージの中で、みどりの機能というのが必要で求められているという、このあたりどうバランスを取っていくのが難しい問題である。3回という非常に限られた回数だが、議論しながら一定の方向を見出していきたい。

議題の2, 3, 4がお互いに関係しているため、見直し検討の進め方について、府営公園の概要、見直しのスタンスの整理を一括して説明をお願いしたい。一括して説明いただいた後、意見交換を行いたい。

#### 【事務局】

本委員会は、来年2月の第2回都市計画審議会に見直し方針(案)を報告するため、本日を第1回とし、おおむね3回程度の委員会を開催させていただきたい。

本日はまず、先日の都市計画審議会で報告した現状や背景、課題を受けた見直しのスタンスの整理を行い、その後に、社会経済情勢に応じた府営公園としての必要な機能とその評価方法についてご議論いただきたい。

第2回では、その各機能について、都市計画公園緑地以外の手法による代替の可能性について整理し、事業を進める上での困難度などから実現性についても整理したい。さらに、代表的な公園を2公園程度抽出し、必要性和代替性、実現性を加味したケーススタディを行いたい。

第3回では、ケーススタディを受け、再度、必要性、代替性、実現性などの評価方法について再構成を行い、見直し方針案をまとめてまいりたい。来年2月の都市計画審議会に見直し方針案を報告した後、パブリックコメントを実施し、年度末の見直し方針の策定につなげていきたい。

#### 【事務局】

今回見直しの対象となる府営公園の歴史的経緯について説明します。

日本の都市公園は140年ほどさかのぼる明治6年に政府より出された太政官布達により誕生します。これは古くから庶民に親しまれてきた社寺境内などを選んで公園と名付けようとしたもので、大阪では4公園が指定され、そのうち「箕面公園」と「住吉公園」「浜寺公園」が現在も府営公園として管理されています。

大正8年には旧都市計画法が公布され、この条項の中で公園がはじめて都市施設として位置づけられます。公園の必要性が広く認識されるようになったのは、大正12年の関東大震災で公園が防火地帯や避難場所としての効用を十二分に発揮したことからでした。

昭和16年には大阪緑地計画において、「服部緑地」、「大泉緑地」、「久宝寺緑地」の3大緑地が大阪都市計画緑地として都市計画決定されました。この大阪緑地計画では、市街地を無秩序に拡散させないようグリーンベルトとして、都心部を取り囲む2重の環状緑地帯と4大緑地が計画決定されました。内側の環状緑地帯はほぼ現在の中央環状線に重なります。

しかしながら、戦時中において、昭和18年に策定された「大阪防空空地計画」により、これらの計画は空襲時の避難空地や延焼防止帯として位置づけられ、防空空地としての役割を担っていくものとなりました。また、外環状空地帯約6,500ヘクタールに建築制限がかけられました。

その後終戦を迎え、防空法が廃止され、建築制限が解除されたことにより、東大阪一带の市街化が急激に進行、スプロール化したことで「大阪緑地計画」のグリーンベルト構想の実現は困難となりました。この頃「二色の浜公園」、「住之江公園」、「長野公園」、「蜻蛉池公園」が順次、都市計画決定されました。

昭和38年には大阪府総合計画の前身となる「大阪地方計画」が策定されました。道路網など都市づくりの骨格を示した「大阪地方計画」では、中央環状道路を緑地帯とし、大阪を取り囲む山系の保全、一人あたり公園面積の数値目標設定などの公園緑地整備の考え方を示しました。その後、昭和43年に「新都市計画法」が公布され、昭和44年に「寝屋川公園」と「山田池公園」が、都市計画決定されました。

昭和40年代後半は自然環境の保全を主眼に据えた多様な公園緑地が求められるようになり、より積極的な公園づくりへと公園政策の大きな転換点となっています。この頃、「錦織公園」、「深北緑地」、「せんなん里海公園」、「枚岡公園」などが都市計画決定されています。

昭和50年代に入り、公園緑地は量的確保から、質的充足への転換が求められ、昭和59年には「大阪府緑のマスタープラン」が策定されました。このマスタープランでは、「五大放射一環状」型の緑が骨格を形成させる計画を位置づけ、戦後途絶えていた総合的な緑地計画が再びスタートします。この五大放射とは都心から放射状に延びる猪名川、淀川、大和川、石川、そして臨海部の五つの軸のことであり、一環状とは周辺を取り囲む山系を示しています。

その後、石川軸では「石川河川公園」が、また臨界軸では「りんくう公園」が都市計画決定されました。平成5年には「大阪府公園基本構想」が策定されます。これは、現在において府営公園の指針となる唯一のものであります。この基本構想では、公園を4つに類型化するとともに将来27ヶ所、面積にして約2,400ヘクタールの開設を目指す、壮大な構想となっていました。

平成11年には、緑のマスタープランの後継となる「大阪府広域緑地計画」が策定され、

公園緑地等の施設緑地について、先ほどの2,400ヘクタールの達成も加味し、一人あたり13平方メートルを確保することを目標に掲げました。

しかしながら、社会経済情勢の変化により、施設緑地という手法の実現性が困難となってきたことから、平成21年に策定した「みどりの大阪推進計画」では、一人あたり13平方メートルという目標値を取り下げ、セミパブリック空間など公民のあらゆる空間や施策による緑化戦略を位置づけています。また、数値目標としましては緑地の割合を4割以上や市街化区域の緑被率20%を確保することを掲げています。

ここでいう緑地というのは、参考資料4にあるように、農用地として指定されている農地や保安林など担保性のある緑地も含んでいます。現時点で4割以上あるものですが、農地や山林は減少傾向にあるため、それらを抑制しつつ、さまざまな緑化施策を通じて4割以上を維持することを目標としています。

なお、今回の見直し対象となりますのは、この18公園のうち、都市計画決定されており、未開設区域が残されている公園で、かつ府が都市計画権限を持つ14公園となる。この14の公園の概要については、参考資料2にまとめているので、後ほどご確認ください。

## 【事務局】

つづきまして、「見直しのスタンスの整理」について説明します。

まず、先日の都市計画審議会で説明させていただきました見直しの今後の方向性につきましては、公園緑地が足りず、みどりも足りない中で人口減少、財政状況の悪化や防災リスクの高まりなどの背景を受け、長期の権利制限と防災リスクへの対応が必要という課題を踏まえ、都市づくりにおいて、みどりの施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、公共の取り組みだけではなく、民有地緑化や既存の緑の保全など、地域制緑地との一体的な評価の検討を含めて、公園緑地の見直しを行うこととさせていただいたところです。

それらを踏まえ、まず、公園緑地を評価していく際の評価軸のベースになるものとして、平成21年に策定しました「みどりの大阪推進計画」の中で位置づけた「みどりの効果」がございします。参考資料3に計画の概要及び「みどりの効果」に関する抜粋を添付させていただいております。これは、広く「みどり」に対する効果を整理したものでございしますが、公園緑地の機能を評価する上でもベースになる考え方だろうと思われまます。

その効果とは、まず存在効果としてヒートアイランド現象の緩和などの都市環境の保全効果美しい風格ある都市景観の形成効果水源涵養や生物多様性を確保する効果や延焼防止や避難地機能などの防災効果があげられます。

次に利用効果として各種競技スポーツや、健康増進などのスポーツレクリエーションに寄与する効果ややすらぎや憩いを与える効果があげられます。さらに、みどりの大阪推進計画で新たに位置づけた効果として、媒体効果があり、集客向上や観光振興につながる効果や、交流を促進し、地域のコミュニティを育成する効果、高齢者などの生きがいづくり

などにつながる福祉的な効果や子ども達の環境教育につながる効果街の緑化活動などを通して互いに声を掛け合える安全なまちづくりにつながる効果などがあげられます。

したがって、公園緑地を評価していく上では、まず、必要性を図る評価軸としてこれらの3つの効果をベースとして、今回対象となる府営公園に求められる機能を整理し、それぞれ評価していくこととし、その後、それらの機能ごとに他の手法による代替が可能かどうかを検討していったらどうかと考えています。必要性と代替性を概念的に整理してみますと、次のようになります。たとえば、ある機能について、必要性が高く、代替性が低い場合、その機能については存続し、公園緑地として達成すべきとなりますし、反対に、必要性が低く、代替性が高い場合、見直す必要性は高くなります。それ以外の場合は、見直す必要度は中程度であり、個々の評価によりどう判断するかが重要となります。ここでいう必要性は、各機能における現開設区域の充足度や未着手区域の必要性を表しています。

次に、それらをフローであらわして見ますと、まず、未着手区域のある府営公園14公園のうち、すでに事業化している事業認可区域を除いた区域を対象とし、現開設区域の充足度等から必要性を機能別に評価します。未着手区域の必要性が低い場合、廃止と考えます。一方で必要性が高い場合、次にその機能は他の手法で代替できるのかどうかを検討します。これは、今回の見直しにおける課題である長期の制限が及ぶこととのバランスを考慮し、一定の担保性がある代替手法の余地を検討するものです。例えば現存する樹林を、民有地のまま担保性の高い保全策により保全する手法に変更するなどの方法です。

この場合、代替が可能な場合は代替手法による見直しになります。代替がきかない場合、公園緑地として存続する必要がありますが、そこで、実現性の検討を行います。

実現可能であれば存続となりますが、事業予定地がたとえば墓地や集落であるなど、事業化が困難と思われる場合、慎重な対応が必要となります。その場合、今回は判断を見送り、今後の社会経済情勢等の変化に合わせて将来的に再度必要性を改めて検証することとします。

#### 【増田委員長】

ただいま、今日の議題で上がっておりました2番、見直し検討の進め方について、3番の大阪府営公園の概要、一番議論すべき点かもしれませんが、4番目の見直しのスタンスの整理というのを一括してご報告いただいた。今日はこれを中心に議論を進めていきたい。質問や補足説明を求める、提案など、ご意見を頂ければ。

#### 【西村委員】

16ページの評価方法の整理案について、必要性の機能として3つ効果があげられているが、存在効果の中にも優先性についての議論が必要ではないか。これはそれぞれの委員の立場や府民で異なるかもしれないが、これについて重視したい。

**【増田委員長】**

各々の公園の位置にもよるが、同じ機能でも優先性がその機能の中にあるのではないかとありますが、事務局で議論されているか。

**【事務局】**

後程二つ目の話に予定している評価項目の中にも、一つ一つの公園をチェックしていった際に、例えば防災性などにおいて、公園によって充足しているというアウトプットが出る場合と、足りないというアウトプットが出る場合と両方ある。議論の上、見直しにあたる着眼点を整理するうえで、優先度について決めていく必要があると考えている。

**【増田委員長】**

府営公園の全体論ではなくて、各々の周辺の市街地の状況や、位置によって変わってくる。ケーススタディをしていく中で詰めていかなければならない。

**【嘉名委員】**

今のみどりの効果別機能評価、18ページのフローにおいて、府営公園の都市計画の存続、廃止、代替というものの必要性の内訳というのはみどりの効果ということか。

府営公園は大阪府が考えているみどりの政策を実現するためだけに存在しているのか、それ以外の役割がないのかどうか。

今までのやり方というのは都市計画の中に施設緑地なり地域性緑地があって、それは都市計画上必要な機能ないしは空間であるという位置付けの中で展開してきた。ここにあるみどりというのは、確かに狭義の都市計画ではまだ対応できていない、新しく要求されている機能であって、当然対応する必要があるが、厳密な意味では都市計画では対応できていない。そのことに対して本当にずれは生じていないのかということを確認しておきたい。

**【事務局】**

みどりの大阪推進計画そのものもみどりといいながら環境や景観、防災など色々な側面でみどり施策を充実させていこうということで、都市公園が目指していた緑と農林部局が目指していたみどりを、大阪ひとつとして、みどりの大阪推進計画として新しく位置付けて21年にスタートした。その中でのみどりの効用についてあるいは必要性について議論、整理がされているということですので、それ以外に都市計画公園としての機能があるかということについては、その中に含まれていると理解している。都市計画公園そのものがみどりの施策全てを賄うとはいわないが、少なくともこの効用が都市計画公園の意味合いを示していると理解している。

**【嘉名委員】**

みどりの施策の中でコアな部分だということは理解できるが、みどりの施策以外の役割は担っていないという風に理解してよろしいか。みどりの施策以外の要件で都市計画公園の存廃を考慮しないといけない条件というのではないか。

**【事務局】**

例えば防災の観点で避難するという意味は、そこに木の存在があるかどうかというよりも、まとまった大きな広域の公園がそこにあり、周りの方々にスペースとしてあるかどうかということにあり、それが今まで着眼していた公園の主要な機能であったかどうか、先般の地震を見るとより強くなってきている。従って、みどりが中心の書き方をしているが、環境やレクリエーションなどの意味以外に、今のような防災の意味というものがあるのではないかと思う。これは特に府営公園という大きなスケールの公園に出てくる機能ではないかと思う。

**【嘉名委員】**

分かりました。

**【増田委員長】**

府営公園の歴史について、例えば昭和16年の大阪緑地計画における4大緑地と二重の環状空地帯というのは、基本的には市街地形成あるいは都市の拡大抑制という風な意味を持っていた。今みどりの定義の中にはそういう都市計画からみた市街地形成上の意味というのは、今の効果の中には入れてない。そういうことをご指摘されているのだと思う。

1924年の第一回世界都市計画会議されたときのアムステルダム宣言の流れを受けて日本も東京緑地計画や大阪緑地計画が作られ、都市計画上あるいは市街地形成上、公園というのをどういうところに配置すればいいかという非常に大きな意味をもってそれを展開してきた。先程説明の中で防空空地帯に移行した後、戦後、空地帯を放棄したような発言があったが、決してそうではない。中央環状線、100m道路をなぜ造ったかという、昭和16年の内環状の空地帯を実現するために、公園事業ではできないので、100m道路という街路事業の方でそれを達成しようとした歴史がある。そういったように、機能の中でも抜けている機能はないかということを検証しておく必要があるのではないか。

**【嘉名委員】**

もう一つ都市計画としてという話とみどりの話とでずれるとすれば、ほかの都市施設や土地利用との関係。例えば、ある道路に接しているからこの公園は必要性が高いなど、都市計画として見たときの話と、みどりとして見たときで、どうしてもズレがでてくる。それは当然考慮しながら進めるという理解でよろしいか。

**【事務局】**

ご指摘の通りだと思います。

**【増田委員長】**

先程の18ページのフローチャートの「未着手」について、都計道路見直しのように、都決以降の時間的経過というのを考える必要性がないのか。

**【事務局】**

都市計画道路の見直しの場合ですが、確かに問題点として古い時代の都市計画が今の時代に合わないということがあるが、厳密に何年以上を対象にという線は引いていないが、高度経済成長期に量的な対応をしたものを対象としている。公園の場合は道路に比べ、特定のところに集中しているということはないが、やはり問題にすべきは古い都市計画で、その時の精神が今とズレていないかをチェックをする必要がある。厳密ではないが、都市計画の運用指針が20年ぐらい先を見るということもあり、20年、30年ぐらいと考えている。

**【増田委員長】**

いつの時点から権利制限がかかっているのかということはこのフローの中にどう組み入れるのかということ一度考えていただきたいというのがひとつ。もう一つ、権利制限が長期に及んでいるということになれば、それが民有地なのか公有地なのか、いったいどこに制限がかかっているのかということ、このフローの中に入れておく必要がある。

それともう一点、背景として抜けているのが、今年区域マスタープランの時に長期未着手の都市計画公園については見直しをするという方針を位置付けている。都市計画の審議会の中でこの議論をスタートするという根拠はそこにあるため、位置づけをして欲しい。

**【事務局】**

わかりました。

**【増田委員長】**

少し私の方から皆さんにお聞きしたいが、このフローチャートで非常に悩んでいる点は、基本的にはまず未着手のところの必要性を確認し、必要性が高い場合には、実現性を確認し、実現性が低い場合に、代替性を確認するという考え方がある。ただしここでまず代替性の有無から入っている。これはどういうことかということ、未着手の権利制限が非常に長期間に及んでいるが、今の財政状況を考えると、必要性が高くてもすぐに着手ができないという背景があり、それなら権利制限を外せるような代替性へいった方がいいのではないかというスタンスで本当にいいのかどうかということ。



反対に、必要性があり、実現性があるということになれば何も見直す必要がない。実現性が低ければ代替性を確認し、代替性があればそちらに移行するというのが普通の考え方だが、そのあたりがそれでいいのかというのが非常に悩ましい。

これは今の財政規模でいくと未着手を開設しようとする160年かかるという、こういう長期に及ぶということが背景にあって、このフローチャートが成立している。このあたりをどうとらまえておけばいいのか、ということをし皆さんの意見をお聞きしたい。

#### 【嘉名委員】

場所ごとに考えなければならぬと思う。例えば現況が、事業認可もまだで、都市計画公園の区域にはなっているけれども山林であるなどで、みどりの機能が担保されており、都市計画上も将来市街化する見込みもないというような所が都市計画公園として指定されているような場合には、そもそも実現性が高いか低いか以前に、代替性が優先されるべきかと思う。

その一方で、代替できるかできないかという機能がそもそもあるのではないか。市街地の中の公園など、施設緑地でなければならず、地域性緑地では担保できないというのがきつとある。そういうものはそもそも代替性の議論がありえないが、一方で実現性のハードルが高い。そのあたりは実際にはケース別に考える、みどりの効果別機能評価というところで、求めるものによって実際には代替できるものできないものというのがあると理解している。

#### 【増田委員長】

一度今の未着手区域についてどこが議論の的なのかと、総量的にどれぐらいの面積があるのかということも少しご報告いただきたい。

#### 【事務局】

参考資料の2の表とその後ろにカラー刷りの図面を見比べながら説明をお聞き下さい、府営公園概要一覧表の1～14まで番号を付けております。黒いハッチがかかっている4公園については全域開設済みであるなど、今回の見直しの対象にならないところをハッチングしております。番号も入れておりませんので、番号の入っている順に図面で説明します。

##### 1. 服部緑地

昭和16年の4大緑地のひとつで、都市計画決定面積142haのうち、126.3haが現在開設されている。今回の見直しの対象は、現在事業認可を取得して事業を進めている赤い区域の北側に未着手の竹林です。そのさらに北側の水色のハッチのところは千里緑地であり、その千里緑地と服部緑地がネットワークすると位置づけられている部分です。また、公園の南側、左側の河川の膨らんだあたりに白抜きになっている部分に宅地や墓地な

どが現在残っている。これらにより未着手面積は8. 1 ha となっている。

## 2. 寝屋川公園

寝屋川市にあります運動施設を主とした公園であり、都市計画決定面積54. 4 ha のうち、開設済み面積が現在26. 7 ha。南の方の赤いハッチの部分は事業認可区域で現在事業中だが、今回見直しの中で大きな問題が、北側の方に四角く線が入っているところ、22. 1 ha の未着手の区域となっている。ほとんどが田畑、一部山林というような土地利用で調整区域である。この航空写真が若干古いが、ちょうど寝屋川公園の左隣に第二京阪道路が隣接して開通しており、周辺についてはいろいろ土地利用が動いている状態である。

## 3. 山田池公園

枚方市の公園で都市計画決定面積が75. 2 ha、うち71. 7 ha が開設しており、赤い区域が事業認可を取得している区域であるため、概ねは完成に至るが、ちょうど中央部に横断するように市道、市の道路が通っており、それに隣接してお寺がひとつ膨らんだところにある。この区域をどうするかが見直しの対象となる。

## 4. 深北緑地

治水機能、洪水時の遊水地としての機能を持ち、寝屋川市、大東市に跨る公園である。都市計画決定44. 7 ha のうち41 ha が完成し、事業としても一定収束している。残る区域については河川施設などの他の公共施設との重複となっており、ここは見直しとしてはあまり大きい問題として捉えていない。

## 5. 久宝寺緑地

これも4大緑地のひとつで、昔は百数十 ha であったが、現在は48. 1 ha が都市計画決定されている。そのうち38. 4 ha が開設され、図面右側赤いハッチの部分の6 ha が現在事業中。その南側に3. 7 ha の事業地が残っている状態で、現地は市街化区域で一部宅地等も貼りついている状態で、生産緑地も含まれているような土地利用になっている。周辺は密集のエリアもあり、防災上の位置づけもあるため、判断の難しいところ。

## 6. 枚岡公園

大阪の山すその公園で、都市計画面積はほぼ全域開設されているが、都市計画決定線と山林で開設区域との界線の不整合があり、山林のなかの不整合区域の未買収地などを最終どうしていくかという問題のみになる。

## 7. 長野公園

枚岡公園と同様の位置づけであり、都市計画上は4つに跨っており、右下の都市計画区域としての緑の枠のちょうど中央部あたり、枠の線があるところからハッチの緑が右の方へはみ出しているところは都市計画決定線から開設区域の方がはみでており、不整合がある。また、右下のところでは逆に都市計画をうちながら開設されていない区域があり、実際谷の中で遊歩道があり利用されているが、界線の不整合がある。

## 8. 錦織公園

富田林市の公園で、72. 7 ha のうち、65. 7 ha が開設されており、事業も一旦収束

している。白抜きになっている箇所が水利権のある池で、未買収として残っている。これをどうするかというところ。

#### 9. 石川河川公園

非常に延長の長い石川の河川敷の公園。全体の都市計画決定面積172.6haのうち70.8haが現在開設済み。現在認可取得が10.1haであり、まだ91.3haという巨大な未事業区域を抱えているが、ここの特徴としては河川敷が主であり、未着手区域で現在民有地が存在していないため、権利制限という意味では扱いが違ふ。

#### 10. 大泉緑地

堺市と松原市に跨る4大緑地のひとつ。都市計画決定面積123haのうち開設が101.5ha、赤色の箇所が事業認可を取得している区域で、それ以外のところが未着手の区域として19.7haある。ちょうど松原市と堺市の境界のあたりに墓地や集落、田畑など、調整区域だが、このエリアの扱いが非常に悩ましいところ。

#### 11. 二色の浜公園

43.1haのうち40.2haが開設でほとんどができています。事業としては一旦収束しているが、海から真ん中あたりに川が右下の方に通っている川の、ちょうど北側に河川事業との関係で一部未着手区域が残っている。また、下の方の海水浴場の真ん中あたりに陸地の方へ出っ張っている部分があり、その中の一部に民有地が残っている。1軒2軒という民有地の宅地が残っていたりする部分をどう最後扱うのかということが課題。

#### 12. 蜻蛉池公園

岸和田市で124.7haの都市計画で開設区域が南の緑のハッチの部分53.2ha、事業認可区域が39.6ha。事業認可区域も現在事業を進めているが、時間もかかる中で、北側にまだ山林部、池を含む膨大な31.9haの未事業区域を抱えている。ここをどうしていくかが課題である。

#### 13. りんくう公園

61.2haの都市計画で、泉佐野市、田尻町、泉南市の海辺に跨る関西空港の対岸の公園で、開設区域は19.1haで泉佐野市の連絡橋の麓あたりと浜辺の一部である。それ以外の区域については41.2ha未着手だが、大阪府の旧の企業局の会計で取得されている府有地であり、府の中での用地の問題はあるが、民有地の権利制限というものには当たらないものである。

#### 14. せんなん里海公園

岬町と阪南市に跨る61.8haの海辺の公園。開設区域が32.1ha、事業認可区域が12.6haで残る17.1haが未事業で、このうち図面の南の方にヨットハーバーや海洋センターなど大阪府の別の部局が管理している施設があるが、公共用地として扱われているところがほとんどで、ここを公園としてどう扱うかというのが主な整理となり、民有地の権利制限というところでは大きな問題を生じていない。

#### 【増田委員長】

この実態を頭に入れていきながら、考え方の整理をしたい。

#### 【嘉名委員】

図面拝見し、事業認可区域だと自動的にYESになるというのが、本当にいいのかどうか。ここから議論しだすと大変だが、例えば一番分かりやすいのが久宝寺で、事業認可区域の設定というのは将来的に全部完成するうえでの途中という理解。仮に、事業認可区域だけ事業を行い、それ以外のところは廃止となれば、非常にいびつな形の都市計画公園になる。常識的に考えれば、さらに事業認可の区域を増やしてバランスのいい形にするが、逆に今事業認可区域の用地買収の状況等を踏まえ、場合によっては事業認可区域自体を見直すというのが合理的な判断と考えられる。一般的なフローの中でそれが頻繁に起こるといふケースはあまりないとは思いますが、いくつかのケースではそういうことを考えた方が合理的ではないか。

#### 【事務局】

確かにフローを考えるとときに一般化した思考でこのフローにしているのは事実。もともと長期の制限というところと、府民への説明責任という意味で、事業認可は既に事業をしているということであり、予算の制約やペースがあったとしても一定の説明原理が整っているということであろうが、ご指摘のように、ケースによってこの事業認可区域を実行、展開するのに、相当な時間がかかるというようなことであれば、本来事業認可のひとつの区切りで一定5年、7年とかいう線があるため、即地的にみていくことが必要というのは否定できない。ただ一般的にいうとそう多くはないと思う。それからこの資料で全ての情報提供ができてないが、土地の取得状況というのは重要なリアリティの要素であるため、そこは考えていく必要がある。

#### 【増田委員長】

実態の14公園の報告を頂き、実態として土地利用制限が長期に及んでいる民間への制限の問題、当然かなりの部分を占めているが、それ以外に他の部局の持つ府有地などに対して、どう考えるかというのはかなりタイプが違う。

もう一つは民有地の中でも、未買収地といっても2筆3筆残っているところをどうするのかは、事業論であって機能論とか計画論で議論すべき状態ではない。計画論として議論しないといけない話を中心に議論をする方がいいと思う。

議論としては2種類あり、ひとつは民間の長期にわたって制限が及んでいるという話と、もう一つは府の用地関係の中で本当の見直しの議論をしなくていいのかどうか。例えば極端なことを言うと、石川の河川公園というのは百数十haに及んで計画決定されて、そのうち開設されているのは3分の1ぐらい。それをこの時期に考えるのか、考えないのか。こ

これは権利制限がかからないため、影響を及ぼすということはない。これはむしろ府営公園のあり方みたいな形の中で議論するのか、この際ここで一度議論をしておくのかは、一度事務局の中で議論をしていただかないといけない。

#### 【事務局】

例えば石川であれば、河川区域ですでに河川の用地として確保されている。そこをできれば公園としても活用していきたいというのが公園の整備の考え方である。今回は権利制限というのが大きな課題となっているため、都市計画公園の中で特に権利制限がかかるような民有地について議論いただけたらと思っている。確かに公園の整備にお金がなく、非常に長期にかかるということについては別の事業手法とか、例えば府民共同とか、あるいは暫定利用とか、色々な事業の進め方があると思うが、それは一つ今回の議論からは外していただきたい。

#### 【事務局】

石川河川公園の扱いだが、今事業認可区域外で都市計画決定しているところには、もともとあまり整備の手を入れないという自然保全ゾーンがあり、現実沿川の市町村の運動用地、教育委員会の用地が確保されており、少し見た感じではもう公園の体を成しているような所もある。

もともと公園の見直しについては長期未着手で権利制限をかけているところの扱いをどうしようかということであるため、昭和16年に計画決定した4大緑地の服部緑地、久宝寺、大泉については、昭和40年から戦後全部土地を返したという経緯もあり、40年から今まで整備をしてきて、ここまでたどり着いたということで、今時点でこの部分が残っている。もともと周辺は田畑であったところ。周辺の都市化が進んで現在緑地として位置付けられているところが残っているということなので、事業認可の進捗状況をもう少し詳しく説明したうえで、検討していきたい。

長期未着手で、権利制限がかかっているなかで、今後の見通しがどうかというところも大きなファクターであり、そこが今回の見直しの原点。ただ、本体の部分の効果と、残った部分の効果は一体として考えなければいけないため、そのあたりの効果ももう少し分析する中で事務局の考え方をお示ししたい。

#### 【岡田委員】

次回からはケーススタディなどを踏まえて、着地点を意識しながら整理するとともに、あるべき姿も踏まえて議論を進めていくのが良いと思う。今日は、あまり着地点を意識せずに色々なご質問頂き、イメージを共有する中で、最後に着地点の緩やかな姿をどうみるかというところを増田先生に少しコーディネートしていただきたい。

それを踏まえたうえで、一言二言申し上げると、あるべき論の話と、現実論の話と両方

がある。あるべき論の話は、見直しをしようという要請が審議会の意見としても出て、それを受けて長い時間、時間軸上で学習していく都市計画というのは、必ずしもこれまでは明確に意識されていなかったと思う。見直しをするというのは一種の学習を都市計画自身がして、それを踏まえて現実的な要請と、もともと求めているところの折り合いをつけていくということだと思う。先程から増田先生や嘉名委員も仰っていることと関係するが、時間軸上での整理や必要性というの、代替性や実現性とのからみがあり、実現しないものはそれなりの理由がある。代替性があるならパブリックでなくてもできるかもしれない。色々なことを含めて代替性とのからみで必要性を再吟味していくという考え方にたつて、この委員会というものを進めていくことが可能と考えられる。

もう一つ現実論として、来年の一月あたりには一つの結論として、見直しのおおまかな流れのアウトプットをださなければならないのであれば、残された課題、例えば制度を変えないとできない話や、必要性に対する正当性というのがある。世の中の見方が変わったということだけで書き換えるわけにはいかないと思うが、そうすると上位計画や、関連する計画の中に位置づけがそれなりにされていて、それを具体的に解釈するという中で、存続か見直しが必要かという議論になっていく。そういう意味では必要性の議論も、少なくとも今日は現実性と離れて議論すればいいと思うが、問題はそれを担保する上位計画や関連計画がどうなのかということ踏まえ、最終的な評価をするべきだと思う。

そうすれば、特に今日、それから次回以降にケーススタディをやりながら、あるべき姿の議論が出てくると思う。一朝一夕にすぐできない話もあるが、色々な課題があるということ少しアウトプットのところで整理するという考え方をとれば、少し現実の問題とあるべき論と、ある種の見合いができると思う。

もう一つ、都市公園の話というのは、例えば大きな災害があると常に変わる。公園をパブリックで造っていく議論というのはだいたい大災害があった後、質量的変化がもたらされ、場合によってはそれが契機で造られる。

長い軸で見えていくと、今回の大震災というのがひとつタイミングだが、結局防災というのをどういう風に公園の機能の中に位置付けるかということ自身が、ある時点時点で刻々と変化をする。一方で今回与えられている数か月の間に、防災の位置づけが上位レベルでどうなって、あるいは関連計画でどうなって、その中でこの公園がどうなるかという話できないため、われわれが具体的に考えた中で、もっと総合的な調整が必要な課題についてはそういうことを箇条書きにしておくということもありえるのではと思います。

#### 【増田委員長】

ありがとうございます。一点事務局に確認ですが、2月の都計審への報告というのは、具体的には今議論している18ページの見直しの大まかな流れ、これのもう少し実現化を見込んだフローチャートを提示するというのが2月の時点でいいという理解でよろしいか。

**【事務局】**

イメージはそうです。ものの考え方、整理の方法論を議論して、その方法を具体的に各公園に当てはめていって、小欄を決めていくというイメージです。

**【増田委員長】**

したがって、今岡田先生の方から示唆を頂いた中では、大まかな流れは作るが、この流れの中でカバーできない問題もあるため、それに対して実際見直しをする際に残された課題、このフローチャートだけでは示されない部分があるというアウトプットのイメージをもって議論していく、そのアウトプットを最終的なイメージ像にということによろしいか。

そうするとこれから防災に関する議論も進むと思う。ご指摘いただいた中で抜けているのは、都市計画の施設であるため、他の都市計画との関係性、各市町村の都市マスや、みどりの基本計画、防災計画などの中にどう位置付けられているのか。あるいは例えば服部緑地など、服部緑地だけで議論するのではなくて、千里緑地との関係性がどうか。そういった都市計画上の整合性のチェックをこのフローチャートの中に必ず入れ、最終的な個々の見直しをしていかなければならない。それらは非常に重要なご指摘だと思う。今頂いた上位計画との関係性や、制度の変更が間に合わない場合に残された課題としてどう我々が書いておくのかなどについては、きっちりこの中に組み込んでいきたい。

**【岡田委員】**

国土利用計画なども。

**【増田委員長】**

ここで必要性などの話が、どういう形で整理されていくかということについて、今日は具体的に機能面をどう評価するのかというのをご提示いただくが、必ず関連計画の中にこの公園がどういう風に位置付いているかというあたりのチェックをしていただきたい。

蛇足だが、阪神淡路大震災が起こるまでは、防災公園というのは避難緑地と延焼防止の機能しか認めていなかった。一時避難であるとか、それが復旧や救援の際の給水拠点になること、あるいは後方支援拠点的なものなどの機能は一切見込んでおらず、関東大震災の経験を受けて防災公園として考えただけ。それが大きく変わり、250m圏域にあった街区公園自体が防災上意味を持ちうるということの位置づけに変わった、あるいは府営公園は、これだけのNPOなり支援物資なり自衛隊なりが世界から届くというようなことになった時に、その受け皿としての後方支援の意味も、阪神淡路大震災で変化してきた。そして今変化しようとしているのは、津波被害を受けるような危険性のあるエリアを土地利用として何で担保するのか。放っておくと、高いところに高所移転しても、また下に降りてくる。それをカバーするのは緑地か公園ではないかという議論が、現地ではかなり議論

されており、そういった第一次復興案的な意見も出てきている。それは極端なことを言えば、水産加工業の周りのエリアの、平場の非常に使いやすいところ、放っておくと必ず立ち戻って人が住むようになるため、それを公園として担保しておくというような、これは新たな機能である。そんな議論がされているということもあるため、少しそのあたりの様子も見ながらということになると思う。

児島先生、赤津先生、何かこの段階ではよろしいか。

#### 【児島委員】

この段階ではまだありません。大変勉強になりました。

#### 【増田委員長】

では、大まかな流れの中の、ひとつは未着手といいながら時間経過がどういう風になっているのかという話をきっちり整理いただく。権利制限が民地にかかっているのか、公有地の中の話なのかというスタート時点の議論をもう少し整理する。場合によっては事業認可区域も、一体的に議論をしていかないといけないケースも出てくる可能性がある。

次に、おかれている公園各々によって位置づけや優先性が異なるということも頭に入れながら、必要性を論議していくが、関連上位計画なり都市計画上の位置づけの整合性などをどこかで必ず入れておくこと。あとは時間軸上の中で展開していくと同時に、このフローチャートの持っている可能性と限界性のようなものを整理して、残された課題として必ず特記事項を作るというスタンスでこのフローチャートを捉える。という大まかな方向性を今日合意させていただき、次の段階へ入っていきたい。

では今日もう一題、必要な機能というのはどのようにして評価しようと考えているのかを一度ご議論いただきたい。

#### 【事務局】

続いて、機能別の必要性の検証として、検証項目や評価内容について評価カルテの案を説明します。必要性の評価では、公園の3つの効果を機能別に分け、その機能ごとに具体的な評価内容を掲げ、現開設区域、あるいは未事業区域について定量的、定性的に評価を行う。

資料2に記載の各機能の評価項目の考え方について簡単に説明します。

まず、防災機能については、「大阪府地域防災計画」の中での広域防災拠点としての位置づけや、自衛隊などの活動拠点となる後方支援活動拠点としての位置づけの有無、さらには現在開設している区域が必要面積を満足しているかなどを定量的に評価します。この必要面積については、圏域人口や自衛隊の必要部隊数から算出するため、公園ごとに面積は異なる。

また、大阪府が作成した「津波による影響範囲」や「浸水想定区域」、さらには「土砂災



害危険区域」内に位置するか、などの評価項目を検討している。これは、居住地としてふさわしくないエリアであれば、公園を含めて人が住むことに何らかの規制をかけることにより災害を未然に防ぐための項目として掲げています。なお、評価項目の右横の **Yes**、**No** とある評価の欄では、左側が機能としての必要性が低く、見直しの必要度が高い評価となっています。

環境機能について、大きくは熱環境と生態環境の2つの評価を考えています。熱環境では、大阪府熱環境マップの類型における負荷の程度や未事業区域の生態系保全のために必要かどうかなどを評価します。

景観機能においては、景観計画に位置づけがある場合、未事業区域の整備が何らかの貢献をするか、また、視点場からの眺望について未整備事業の利用形態の影響度合いなどの評価をするものです。景観につきましても、定量的な評価が難しく定性的な評価となっています。

利用効果のスポーツ・レクリエーション機能については、主に現在ある施設の利用状況や広域公園としての役割を考え、広域需要を満足するものかどうかなどを評価します。

媒体効果は、景観機能と同様に定性的な評価項目となっています。現開設区域が地域の活性化や観光振興などに貢献しているか、交通便利性の良い位置に存しているか、また、未事業区域の整備が市民活動の活発化に効果を発揮できるか、さらには広域公園として、未事業区域の整備が集客イベント等の開催誘致にふさわしいポテンシャルをもっているかどうか、などを評価します。

以上、委員の皆様にご多くの視点からご議論いただき、評価カルテを充実させ、第2回の代替機能の評価につなげていきたい。

第2回委員会では、これらを用いて、14公園の中でも未事業区域面積が比較的大きく、大半が民有地である5公園、「服部緑地」「寝屋川公園」「久宝寺緑地」「大泉緑地」「蜻蛉池公園」のうち2つの公園を抽出してケーススタディを検討したい。

#### 【増田委員長】

機能評価としてこう考えているといったご報告を頂きましたが、これについて質問、提案などありますか。

#### 【児島委員】

媒体効果ですが、ここに挙げられている「期待している効果を満足しているか」、「満たされているか」というのはどういったことを基準として評価できるのか。例えばそのコミュニティにおけるお年寄りや障がい者などの人たちが公園に来て、いろんな樹木を育てたりなどの交流を図るということを考えると、どういった利用をされているか、もっとうちであつたらいいとその当事者がどう考えているのか、どう感じているのかなどの基準があるのか、ないのか。あるいはなくてどう満足できているかというのを判断するのか、とい

うところを教えてください。

**【事務局】**

現時点においては公園の管理者として、日常的に把握されていることや改めてそういった趣旨でのアンケートをしていくことも想定している。手法については今後検討したく、アドバイス等いただければありがたい。

**【事務局】**

ヒーリングガーデナーと書いているパンフレットをご覧いただきたい。府営公園はまず障がい者や高齢者が使いやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方を導入して施設の改修に努めているところ。

ここに紹介しているのは「ヒーリングガーデナークラブ」と言い、ボランティア組織として立ち上げたものですが、高齢者や障がい者が公園を利用したいという時に、こちらに連絡していただければ、公園内の樹木を案内したり、主要な施設を一定のルートでご案内したりということができるようになっている。すべての公園ができていないわけではなく、こういうものをあらゆるところでやっていきたいと考えている。

また、例えば高齢者や障がい者の利用については、スポーツ施設の利用料金がすべて免除になっており、駐車場の利用状況などについては数字でお示しできる。

**【西村先生】**

確認ですが、府営公園がどこの公園もほとんど同じような、言葉は悪いが、通り一遍で、どの公園に行っても同じような設備や施設や目的で存在しているという、共通の持つべき機能というのはあるが、やはりそれぞれの特徴、施設としての我々マーケティングでよく言う「ウリ」はなんなのか。それで府民の利用を高めるというのも大事。この参考資料の2や個別の公園のパンフレットを見た中で、やはり圧倒的にスポーツ施設というのが多い。これは当然府民の方々が大きな要望として持っている、あるいは民営では非常に高額で、という面での需要としては非常に重要だが、もう少し見直しが必要であると、全体を見たときの印象として持っている。

要求とそれをかなえていくという、需要供給の関係は重要だが、その次に誘導していくというような面もスタンスとして入れていく必要があるのではないか。

**【増田委員長】**

先程の発言とも関連しており、全ての機能が同等なのか、置かれている位置によっても違い、例えば生駒山系の中の枚岡公園みたいなところと、服部緑地とが本当に求められている機能が一緒なのかどうか。この公園は特にこの機能が優先されるべきだという、あるべき姿もそうでしょうし、現状の姿もそうだということ。

スポーツ施設に関しては、国営公園の淀川河川公園が昭和48年に基本計画があり、それから40年ぶりに、一昨年基本計画の全面改訂をした。淀川河川公園をスタートとして、東京の多摩川など、全国で河川公園ができたとき、基本的には市街地の中にスポーツ施設が圧倒的に不足しているというような社会背景の中、グラウンド需要に対応するために整備がスタートした。

それから40年が経過して、むしろ河川は河川らしい利用のありかたを本来模索すべき段階で、シビルミニマム的なグラウンド整備は市街地でだいぶ充足してきた。従って転換期を迎えたという議論があつて、淀川河川公園の基本計画を見直し、極力グラウンドを縮小しながら、河川環境に適合した公園の利用のありかたということに改訂した。

やはり戦後の混乱期から、あるいは時代時代に応じて求められる機能が変わってきているというような、岡田先生の時間軸の話もあつたが、今後の予測も必要。例えば災害リスクが非常に高くなってきたときに、どういうことを考えるのか、施設の劣化が激しくなってきたときにどういうことを考えるのかなど。

同時にシビルミニマム的な施設充足度が、他の市街地の中でどれくらい充足してきたため、公園は別に受け持たなくてもいいなど、こういったことも見ながらあるべき論と現実論を両方の機能として見ていかなければならないというご指摘だと思う。

#### 【赤津委員】

存在効果の評価項目ですが、現開設区域については書いてあるとおりでと思うが、これから作る予定の計画決定区域の公園計画がどうなっているかによって評価が変わってくるのではないかと。例えば今里山でみどりの状態を、全部造成して野球のスタジアムにするということになると、それは今ある公園の機能だけを評価しても、新しいところをそうすべきなのかという話と、また評価軸が違ってくると思う。今ある公園の評価と、これから作ろうというところの計画の評価というのが、この評価項目の中ではどういう風に分けられているのか、どう考えたらいいのか。

#### 【事務局】

ご指摘のとおり、未着手になっている箇所が都市計画の上でどういう配置になっているかということがある。時間軸との話も関連があるが、古い都市計画の場合で、例えばここがグラウンドになっていたとした時に、先程のシビルミニマムの話もあつたが、今グラウンドとしての必要性があるかないかをチェックする必要がある。そういう意味では古い都市計画の場合はズレてきている可能性があり、一定の古いものから見ていくという意味はあると考えている。

その施設都計がどうなっているかを見たらうえて、さらに評価項目にあるように、例えば防災の観点というのは古い都市計画に果たしてそこまで位置付けられていたのかどうかというところもあるため、前の計画の評価プラス、今の視点での価値観、ものの見方で当て

はめてみるという、その両方がいる。ただ少なくとも施設には施設配置計画があるため、まずそれを確認する作業は不可欠。

**【増田委員長】**

まず現計画をみて、それで一度チェックをかけてみる。もう一つは今の時点で機能をも一度再評価をするという二段階をやるということ。

**【赤津委員】**

これをこの一枚のシートとするのか。二つの見方を多角的に見ながら一枚のシートにまとめるのか、シートが二枚あるということか。

**【事務局】**

検討します。

**【岡田委員】**

定義の問題だが、利用効果のところイベントとか集会とか入るのか。

**【増田委員長】**

イベント、集会は、本来は利用効果の中だが、ここで整理しているのは媒体効果ということ。

**【岡田委員】**

集会やギャザリングなどは媒体効果なのか。狭い言い方をすると防災訓練をするのはどっちだというのはあるが、これは割り切っていると考えてよいか。防災としては存在効果の中に大分けしてあるという理解をしてよいか。細かいことを言い始めると、アカデミックには色々議論があるが、それをやっても仕方がないため、割り切りをやればよい。

**【増田委員長】**

ご指摘の通り。効果の分類の時には当然防災は避難という利用行為を見込んでいる、あるいは防災訓練という利用効果を含んでいるため、存在効果と利用効果と跨るが、今回は割り切って存在効果のところを位置付けている。利用効果の方も、スポーツとレクリエーションというところ限定しているが、それだけではなく、他の利用も大きくはヒーリング効果や精神的な効用、癒しなど、また、都市イベントをしての経済効果などが利用効果の中にはあるが、それを今回は媒体効果という形の中で整理をしている。

**【岡田委員】**

2点ほどあるが、この評価は現実に今あるもの、整理されているものの現状診断として使う場合と、未整備箇所の整備の必要性について評価する場合とでは、この表の使い方が変わってくるのではないか。先程の利用者がどうなるかという話も結局はどう見込めるか、という話と、現にどう使われているかというのは、関係しているが、整理が必要である。

また、カスタマーサイド、つまり利用者の視点をどういう風に考えていくか、付加価値をさらに高めるための営みがどんなふうにされているか、というのが媒体効果かもしれないが、付随的にこの表だけで評価できない追加的な視点での評価の仕方というものもあると考えられる。

もう一つ、なぜ府でなくてはならないのかという視点がある。広域的な事業主体としての役割や、市町村でできない境界を跨る話、調整的な話も含めて、これは機能別評価のところなのかわからないが、背景の問題としてある。

#### 【増田委員長】

最後の点については、大阪府営公園は珍しいケース。他の都道府県については街区公園的な公園も県営公園で持っている。大阪府だけが数十ヘクタールに及ぶ広域公園だけを府営公園として位置付けているため、スタート時点の広域公園の意味などをきっちり整理しておけば、市町村と府との役割分担という整理は比較的簡単かもしれない。他の都道府県は総合公園だけではなく、市に代わって近隣公園から地区公園、街区公園まで全部持っている。

この評価項目だけで本当にいいのかについては、ケーススタディをしていく中で、やはり足りない機能や、軽重のおきかたなども含めて、これで完全に固めてしまわないということが大事。整備の必要性を評価するのか、現状診断なのかということについては、建設評価委員会ではないが、整備の必要性ということを中心に評価していくのではないか。これから事業拡大をしていくときの必要論について事務局で何か考えがあるか。

#### 【事務局】

長期を中心とした未着手の扱いの議論であり、今開設している公園を廃止するかどうかという着眼ではない、あくまで残りをどうするかということであるため、そういった考えで結構です。

#### 【赤津委員】

変更する際に、既存の未着手の部分の計画内容を変更するというのも視野に入るのか。グラウンドをやめてみどりにした方がいいなど、そこまで言う必要があるのかどうか。見直しの必要性と、見直しの議論について、どうしても都市計画としては続けるべきだとしても、おのずと見えてくる部分もあるとは思いますが、計画内容の変更というところまで念頭に置いて議論しなければならないか。

### 【事務局】

非常に難しい議論だが、本当に必要なものであれば、たとえ長年かかってもその制限はかけていかなければならないと思うが、現状全てがなくてはならないか、今の価値観に照らしてそうかというのは一度チェックをかけなければならない。

この方針を固めた後の、全てのチェックを経た結果、この公園のこの部分だけは必ず何年かかっても必要ということを仮に絞り込むことができれば、それは我々が今悩んでいるような100年とか150年よりも少しでも早く実現ができるようになるという可能性がある。これだけは譲れない、やはり必要だというものが何なのかということの議論もこの中にはあり、むしろそれが一番大きな目標ではないのかと思う。従って、公園を全部見直していくこと、廃止することを前提にしているわけではない。

### 【増田委員長】

それでは、後半部分の必要な機能とその評価の整理については、ひとつは未着手、事業認可の未開設のエリアについてその整備の必要性をきっちりと機能上評価していくというスタンスであることを一度共通認識として持ちたい。

もう一つは機能別評価については存在効果、利用効果、媒体効果というだけで、この定義に基づいて評価をしていくが、評価過程の中で欠落している機能があればそれは随時追加していくこと。

もう一つ大きな視点は各々の公園に応じてこの求められる効果に軽重があるのではないかということ。同じ点数化ではないはずだということを引きつり認識して、当然市街地内部にあるのと、山の裾にあるのと、臨海部にあるのとで全然位置づけが違う。ここではどういう機能が求められているのか、それに対してどういう必要性、必要量があるのかということがきっちり評価できるように精査しながら進めていきたい。

あとは広域公園として府が担うべき公園としての意味は、大前提としてきっちりと整理をし、パブリックコメントなどをかける場合には府の役割などは初期の段階で整理しておかないといけない。

今日は色々な形で自由にご議論いただいて、大まかな方向性と基本的なスタンスが少しは明確になったかと思うが、残された宿題もたくさんある。具体的な公園を対象に議論しないとわからない、見えてこない部分もたくさんあると思う。

事務局では先程五つの候補、服部緑地、寝屋川、久宝寺、大泉、蜻蛉池という中から選びたいというご報告を頂いたが、五つ全部やっていると大変であるため、私と事務局で相談し、ここからさらに2公園ぐらいに絞り込み、詰めていくということによろしいか。

2公園に絞った段階で、現地視察が必要ではないかというような議論も出ているということで、各委員の先生方の希望を聞き、場所によって手段に入れて意見調整をしていただ

くということをお願いしたい。以上で議題が終了したので、事務局の方に進行をお返ししたい。

**【事務局】**

今頂いた貴重なご意見を今後の資料作成あるいはケーススタディに反映していきたい。

次回の委員会日程は、10月の初旬ぐらいにできればと考えている。後日日程を調整させていただいて、開催のご連絡をさせていただきたく。場所は、府庁別館周辺でと考えています。これで閉会します。